電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第１（第３条第１項及び第４条関係） 認定（更新）申請書 ［略］ ［１・２　略］ ３　電子委任状の普及の促進に関する法律第５条第２項第３号イからヘまでに掲げる場合に該当するか非該当であるかの別 ［イ・ロ　略］ ハ　電気通信事業法第13条第５項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ［ニ　略］ ホ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ヘ　電気通信事業法第16条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ［備考１～３　略］ **様式第７**（第７条第１項関係） 変更認定申請書 ［略］ ［１～３　略］ ４　法第５条第２項第３号イからヘまで（同号ニを除く。）に掲げる場合に該当するか非該当であるかの別 ［イ・ロ　略］ ハ　電気通信事業法第13条第５項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ホ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ヘ　電気通信事業法第16条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ［５　略］ ［備考１・２　略］	**様式第１**（第３条第１項及び第４条関係） 認定（更新）申請書 ［同左］ ［１・２　同左］ ３　［同左］ ［イ・ロ　同左］ ハ　電気通信事業法第13条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ［ニ　同左］ ホ　電気通信事業法第16条第２項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ヘ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ［備考１～３　同左］ **様式第７**（第７条第１項関係） 変更認定申請書 ［同左］ ［１～３　同左］ ４　［同左］ ［イ・ロ　同左］ ハ　電気通信事業法第13条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ホ　電気通信事業法第16条第２項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ヘ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当 ［５　同左］ ［備考１・２　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

省　令

○総務省令第二号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十六日

総務大臣　松本　剛明